

山村地域活性化住宅空き住戸情報

空き住戸一覧

令和7年11月21日

| 地区 | 住宅名   | 部屋番号 | 入居人数 | 間取り  | 入居者資格がなくても申込できる<br>部屋（申込可能になる日）※1 |                | 内覧可能部屋※2 | 土砂災害警戒区域       |      |
|----|-------|------|------|------|-----------------------------------|----------------|----------|----------------|------|
|    |       |      |      |      |                                   |                |          | 急傾斜地<br>（がけ崩れ） | 土石流  |
| 足助 | おちべ   | 201  | 2～6  | 3LDK |                                   | （令和8年1月1日から）   | ◎        | 警戒区域           |      |
| 稲武 | コーポ梶畑 | 101  | 1    | 1K   | ●                                 | （令和7年8月15日から）  |          | 警戒区域           |      |
|    | 梶畑    | 3    | 2～7  | 3LDK |                                   | （令和8年1月1日から）   | ◎        | 警戒区域           |      |
|    | 梶畑ハイツ | 103  | 2～5  | 3DK  |                                   | （令和8年1月1日から）   |          | 警戒区域           |      |
|    |       | 203  | 2～5  | 3DK  | ●                                 | （令和7年11月20日から） | ◎        | 警戒区域           |      |
|    | 夏焼    | 101  | 2～5  | 3DK  | ●                                 | （令和5年7月3日から）   |          |                | 警戒区域 |
|    |       | 103  | 2～5  | 3DK  | ●                                 | （令和5年7月3日から）   | ◎        |                | 警戒区域 |
|    |       | 105  | 2～5  | 3DK  | ●                                 | （令和5年7月3日から）   |          |                | 警戒区域 |
|    |       | 202  | 2～5  | 3DK  | ●                                 | （令和6年4月4日から）   |          |                | 警戒区域 |
|    |       | 204  | 2～5  | 3DK  | ●                                 | （令和5年7月3日から）   |          |                | 警戒区域 |

※1「入居者資格がなくても申込可能になる日」の欄に●がある部屋は、下記の入居者資格要件①②に該当しない場合でも  
申込が可能です。募集開始から3ヶ月が経過しても入居がない部屋が対象になり、（ ）内の日付がその開始日となります。

なお、入居人数が2人以上の住戸に単身で申込みする場合は、同一地区内に単身で入居できる住戸が無い場合に限りです。

①申込時において申込者またはその配偶者の年齢が40歳未満であること。

②入居する人数が住戸と適合していること。

※2「内覧可能部屋」の欄に◎がある部屋は、内覧可能です。内覧には事前の予約が必要となり、必ずしもご希望の日に  
実施できるとは限りません。内覧しなくても申込みは可能です。また、申込後に内覧することも可能です。

ただし申込みがあり入居が決まった部屋は修繕を行いますので工事が開始されると内覧はできません。

また、稲武地区の内覧は、毎月第2火曜日午前11時から午後4時の間で行います。

【土砂災害警戒区域】

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害のおそれがある区域」で、土砂災害が発生した場合「住民の生命または身体に危害が生ずる  
おそれがある区域」で「警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域」のことです。

- 急傾斜地の崩壊・・・ 降り注いだ雨が地中にしみ込むことにより、地盤がゆるみ、斜面が突然崩れ落ちる現象
- 地滑り・・・・・・ 土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象またはそれに伴って移動する自然現象
- 土石流・・・・・・ 降り注いだ雨が地中にしみ込むことにより、地盤がゆるみ、斜面が突然崩れ落ちる現象

【愛知県土砂災害マップ】

